

令和8年4月吉日

薬局・店舗販売業各位

一般社団法人奈良県薬剤師会
会長 後岡 伸爾

緊急避妊薬販売薬局等名簿掲載のための県薬 Google フォーム URL 変更と 新しい厚生労働省 Forms（販売）のお知らせ

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、スイッチOTC医薬品（特定要指導医薬品）の緊急避妊薬 販売薬局等名簿に掲載のための、奈良県薬剤師会への申告フォームURLを変更いたしました。今後、新規登録・変更・削除等がある場合は、こちらのGoogleフォームより入力をお願いします。【別紙】参照

県薬Googleフォームに入力（登録）をいただきました薬局等については、奈良県薬剤師会事務局から、「緊急避妊薬販売に係る奈良県医師会・薬剤師会間の連携体制参加にあたっての確認書」を郵送いたします。内容等をご了知のうえ、返送いただきますようお願いいたします。

確認書を返送いただいた薬局等には、確認書の受付後に「緊急避妊薬の販売に係る連携医療機関名簿」をGoogleフォームに入力いただいたメールアドレス宛に送信しております。

なお、緊急避妊薬 販売薬局等名簿への掲載にあたって会員薬局は無料ですが、非会員については後日1施設あたり年間の費用を徴収させていただく予定です。

厚生労働省の緊急避妊薬販売に係るFormsについては、4月7日より運用が一部変更となっております。旧 Forms で申告済の薬剤師については、新しいFormsで再度申告する必要はありません。

厚労省Formsへの申告内容と県薬Googleフォームに入力いただいた内容で齟齬が発生すると、厚労省ホームページのリストに掲載されません。厚労省ホームページの「申告の際の留意点まとめ」等をご確認いただき、不備の無いように申告してください。

申告内容を後で確認できるように、Formsの回答控えの保存をお勧めいたします。

申告後は、厚労省ホームページへの掲載をご自身で確認する必要があります。記載されていない方が販売することはできませんので、掲載されたExcel「要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧」と「薬剤師確認用一覧」を必ずご確認ください。【別紙】参照

また、厚労省リストの掲載内容に変更（勤務薬局等の変更、一覧からの削除）が生じた場合は、速やかに変更申告のご対応をお願い申し上げます。

<申告の流れ>

別紙

①受講すべき研修

公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「**緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング**」を受講し、**研修修了番号**を取得。

※日本薬剤師研修センターからの修了証の送付には、受講修了から約2週間必要。

②奈良県薬剤師会 Google フォームへの申告

研修を修了し当該緊急避妊薬の販売を希望する薬剤師は、**薬局管理者の許可**を得て、奈良県薬剤師会 Google フォームから「**緊急避妊薬販売薬局等名簿登録申請**」を行う。

URL (R8年4月更新)

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdzUNqEqyvJPnpqWh9jZE6bRe4LukdEzKxOUSTRs-OZXYffuA/viewform?usp=publish-editor>



※薬局管理者(店舗販売業の場合は店舗管理者)からの要請により都道府県薬剤師会が「緊急避妊薬販売薬局等名簿」へ当該薬局・店舗販売業の店舗を掲載、都道府県医師会できとる「連携医療機関名簿」の相互の共有をもって、連携体制に参加とみなされます。

③確認書の返送と連携医療機関名簿の提供

初めて掲載申請する薬局等施設の場合、県薬フォームに登録した薬局等施設へ確認書を郵送します。内容等をご了知のうえ、県薬へFAXでご返送ください。

返送いただいた確認書を受付後、申請いただいたメールアドレスへ連携医療機関名簿を県薬から送信します。

④厚生労働省【販売】要指導医薬品である緊急避妊薬の販売を行う場合のFormsへ申告。

「申告の際の留意点まとめ」「Formsの回答保存方法」等を確認の上、ご対応ください。

※参考：厚労省ホームページ **緊急避妊薬の調剤・販売について**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininyaku.html>

<注意事項>

○厚労省Formsと県薬Googleフォームに入力された情報に齟齬がある場合は、厚労省ホームページに掲載されません。(厚労省にて、両データの突合せが行われます。)

○申告後は、厚労省ホームページへの掲載をご自身で確認する必要があります。

Excel「**要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧**」と「**薬剤師確認用一覧**」を必ずご確認ください。記載されていない方が販売することはできません。

※参考：要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininyaku_00005.html

**厚労省リストの掲載内容に変更が生じたときは、
厚労省 Forms と県薬 Google フォームへご報告ください。**